



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年1月29日(月)
宮城労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
雇用環境改善・均等推進監理官
加納 悦子
室長補佐 寺島 奈月
電話 022(299)8844

第12回宮城働き方改革推進等政労使協議会を開催します

～宮崎副大臣、池田副知事、労使各団体の会長が出席～

宮城労働局(局長 竹内 聡)は、このたび、地方公共団体や労使団体、金融機関等、地域の関係者を構成員とする「宮城働き方改革推進等政労使協議会」を下記のとおり開催します。

当日は、宮崎副大臣から賃金引上げに向けた発言があるほか、池田副知事及び労使各団体のトップが出席し、賃金引上げについて協議いただく予定です。同協議会の開催により県内における賃金引上げに向けた機運醸成を図ってまいります。

- 1 開催日時 令和6年2月14日(水) 午前10時15分～11時45分
- 2 場所 ホテル白萩 3階 萩の間(仙台市青葉区錦町2-2-19)
- 3 議題(予定)
 - (1)①「賃金引上げ」に向けた取組について
②「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに
向けた取組について
 - (2)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について
 - (3)意見交換

(添付資料)

別添1 宮城働き方改革推進等政労使協議会設置要綱

別添2 第12回宮城働き方改革等政労使協議会の開催について(傍聴申込要領)

取材要領

(1)全日程取材可能です。

取材を希望される報道機関の方は、別添2の傍聴申込要領により、事前に

お申し込みください。

※事前申し込みがない場合は、会場施設の都合により入場制限をする場合がありますので、必ず事前に申し込んでください。

- (2) 協議会終了後、宮崎副大臣が記者ブリーフィングを行います。場所は協議会会場とは別室(3階梅の間)で行う予定です。
- (3) 宮崎副大臣以外の協議会出席者への取材は当日申し出てください。協議会会場は使用予定があり、囲み取材は不可です。事務局の案内に従い、会場外の3階廊下で行ってください。

宮城働き方改革推進等政労使協議会設置要綱

1 趣旨

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎え、今後とも我が国経済社会が活力を維持していくためには、誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる「全員参加型の社会」の実現が必要である。

また、働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

こうした中、宮城県においては、震災からの復興を加速させ、働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指し、宮城県の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点からも、働く人々の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要であるとの共通認識のもと、関係者が連携しながら、改革への気運の醸成を図るための取組を推進することとする。

2 構成員

宮城県

仙台市

東北経済産業局

一般社団法人宮城県経営者協会

宮城県中小企業団体中央会

宮城県商工会議所連合会

宮城県商工会連合会

日本労働組合総連合会宮城県連合会

株式会社七十七銀行

宮城労働局

*必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

3 実施内容

働き方改革を地域全体に浸透させる等気運の醸成を図ること

働き方改革推進に係る情報共有

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた連携

その他

4 事務局

宮城労働局に置く。

(平成27年12月25日施行)

(平成28年3月30日改正)

(平成30年9月21日改正)

第12回宮城働き方改革推進等政労使協議会の開催について

令和6年1月29日

標記の協議会を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和6年2月14日（水）午前10時15分から
- 2 場所 ホテル白萩3階萩の間（仙台市青葉区錦町2-2-19）
- 3 議題（予定）
 - (1) ①「賃金引上げ」に向けた取組について
②「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組について
 - (2) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について
 - (3) 意見交換
- 4 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、電話又はファックスにより、傍聴を希望される協議会の開催日、住所、氏名、電話番号を下記の申込先までご連絡ください。
会場セッティングの関係上、申込締め切り日を2月5日（月）（必着）とさせていただきます。
申込先 宮城労働局 雇用環境・均等室（担当 寺島・日下）
電話番号 022-299-8844
ファックス番号 022-299-8845
 - (2) 協議会当日は、開会予定の15分前（午前10時00分）までに、ホテル白萩3階萩の間前にお越しください。（受付は午前9時45分開始）
なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
 - (3) 傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、事務局より退出を命じる場合があります。
 - (4) 会場には駐車場がございますが、数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 協議会構成員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他協議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。